

1月25日から市民課などに発券機を導入

柳川庁舎窓口の順番待ちが分かりやすくなります

柳川庁舎窓口の混雑を防止するため、1月25日から市民課や税務課、健康づくり課の窓口を受け付け用の発券機を設置します。これらの窓口を利用するときは、発券機のボタンを押して番号札をお取りください。順番が来たら、音声と番号表示で案内します。

●1月25日以降の手順

市民課、税務課諸税係、健康づくり課国民健康保険係



発券機で番号札を取って待つ

番号が呼ばれたら窓口へ

行き先は?

それ以外

直接窓口へ

●発券機設置場所

▷市民課(1番窓口) 住民票や戸籍、印鑑証明の交付申請は、事前に申請書に記入してから、発券ボタンを押してください。

▷税務課諸税係(8番窓口)

▷健康づくり課国民健康保険係(15番窓口)

【問】市市民課市民係 ☎77・8472



市民課に設置する発券機の画面イメージ

便利に使えるマイナンバーカード

コンビニ交付や電子申告など持っていればいいことがいっぱい



便利 住民票などがコンビニで取れる

マイナンバーカードがあれば、住民票や所得証明書などの各種証明書を、全国のコンビニで取ることができます。市役所窓口は混み合うことがあるので、コロナ感染防止の点でも有効です。

●取得できる証明書 住民票の写しや印鑑登録証明書、所得証明書、戸籍全部事項証明書など8種類

●利用時間 午前6時30分～午後11時(戸籍関係は、平日午前9時～午後5時)

※12月29日から1月3日までとシステムメンテナンス時は利用できません

【問】市市民課市民係 ☎77・8472

便利 自宅から税金の申告ができる

新型コロナウイルス感染防止のために、自宅からのe-Tax(電子申告)がおすすめです。マイナンバーカードと読み取り対応のスマートフォンがあれば、簡単に申告書の作成や電子申告ができます。また、作成した申告書を印刷して、郵送で税務署へ提出することもできます。

詳しくは、国税庁公式サイトなどで確認してください。

【問】市税務課市民係 ☎77・8453



国税庁 e-Tax

所得に関する申告相談は事前予約が必要

令和3年の申告相談は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、事前予約が必要です。インターネットや電話で必ず事前予約をしてください。

詳細は、1月15日に配布するチラシをご覧ください。

●会場変更 市民会館から市民文化会館へ変更

●申告相談日程

▷市民文化会館会場=2月16日(火)～3月15日(月)

▷大和庁舎会場=2月16日(火)～3月1日(月)

▷三橋庁舎会場=3月2日(火)～12日(金)

【問】市税務課市民係 ☎77・8453

お得 25%を還元「マイナポイント事業」

マイナンバーカードを使って申し込んだキャッシュレス決済でチャージや買い物をする



と、決済額の25%分のポイントがもらえます。上限は5000ポイント。決済サービスへの申し込みは、市市民課でお手伝いをしています。

【問】マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120・95・0178の後、音声ガイダンスに従って5番を選択)

マイナンバーカードは市役所でらくらく申請

マイナンバーカードは、スマートフォンやパソコンなどから申請することができますが、市民課に来ていただく写真撮影など申請のお手伝いをします。運転免許証などを持ってお越しください。

□2月からカードの受け取りを予約制に

2月から、第2木曜の窓口延長や第4日曜の窓口開庁時のマイナンバーカードの受け取りを、混雑解消のため予約制に変更します。

【問】市市民課市民係 ☎77・8472

死亡後の手続き時間を短縮

市民サービス向上のため、昨年11月から柳川庁舎での死亡後の手続きを一部簡素化しています。これまで手続きに1、2時間程度かかっていましたが、30分程度の時間短縮になります。

●手続きを簡素化する窓口 市民課、税務課、子育て支援課、健康づくり課、水道課で27の届出書を簡素化

●向上する市民サービス

▷「手続き一覧」による分かりやすい手続き案内

▷記入箇所を少なくすることで、手続きの時間を短縮して遺族の負担を軽減

【問】市市民課市民係 ☎77・8472

年金コーナー

20歳になると年金手帳が届きます

公的年金は、老後や病気、けがで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときの生活を、働いている世代で支えようという考えで作られた仕組みです。世代を問わず誰もが恩恵を受けていることになり、皆さんで年金制度をしっかりと支えていきましょう。

●第1号被保険者になった人には通知文を発送

20歳になった人には、日本年金機構から、国民年金に加入したことの通知とともに、国民年金制度を説明するリーフレットや免除申請書、学生納付特例申請書などが納付書と一緒に届きます。また、同時期に年金手帳も納付書と別に届きます。20歳になって1カ月程度過ぎてもお知らせが届かない場合は、お問い合わせください。

※厚生年金や共済年金に加入している人(第2号被保険者)は対象外です。

※第2号被保険者に扶養されている配偶者(第3号被保険者)は、勤務先で加入手続きをしてください。

●学生などは申請で保険料の納付を免除

本年度の国民年金保険料は、月額1万6540円です。

保険料は、金融機関の窓口やコンビニなどで納めてください。なお、申し出により口座振替やクレジット納付も可能です。

学生や無職の人など収入が少ないために保険料が納付できない場合は、申請すると保険料の納付が猶予・免除となる「学生納付特例制度」「納付猶予制度」「保険料免除・一部納付(免除)制度」があります。

申請をせずに保険料が未納になっていると、老後の年金を受け取ることができなくなったり、年金額が少なくなったりします。また、「万が一」のときに障害年金を受け取れないなど思わぬ事態を招きます。

【問】大牟田年金事務所 ☎52・5294、市健康づくり課医療年金係 ☎77・8503、大和・三橋庁舎市民サービス課

